

国際空手道連盟・試合規約

(審判基準)

審判員および審議委員は同等の権限をもって協議の審判に当たるが、協議に関する最終決定はすべて審判長の裁可による。組手試合の規定時間は1試合につき3分(予選は2分)、延長戦は2分とする。ただし、必要と認めた場合は、審判長の裁可により、改めて時間を設定することもあり得る。大会進行は極力、予定スケジュールに沿わせるが、やむをえない事態が起きた場合は、審判長・審議委員長・副審議委員長が協議の上、審判長が変更を指示することができる。

(組手と勝敗)

1. 組手は原則として1試合3分間(予選は2分)とする。延長戦は同じく2分とする。壮年男女は全試合本戦2分とする。

2. 組手の勝者は、(1)一本勝ち、(2)技有り2本による合わせ一本勝ち、(3)判定勝ち、(4)相手選手の失格、棄権による勝ち、により決定される。

(一本勝ち)

反則箇所を除く部分へ、突き、蹴り、肘打ち等を瞬間的に決め、相手選手を3秒以上ダウンさせるか、戦意を喪失させたとき一本勝ちとする。

(技有り)

1. 反則箇所を除く部分へ突き、蹴り、肘打ち等を決め、相手選手が一時的にダウンもしくは戦意喪失し、3秒以内に立ち上がったとき、または、倒れはしませんがバランスを崩した時は技有りとする。

2. 足掛け技を含めて、ダウンさせた相手もしくはダウンした相手が無防備の状態のときに、下段突きを決めたときは、タイミングその他によって技有りをとることもあり得る。

3. 技有りは、2本で一本勝ちとする。

(判定)

1. 一本勝ちで決まらない時は判定で決定する。
2. 判定は主審1名、副審4名のうち、3名以上の判断を有効とする。

(延長戦)

1. 判定で主審1名、副審4名のうち、3名以上の判断がない場合は、引き分けとし、延長戦を行う。

2. 延長戦(準々決勝以降は再延長)でも判定がつかない場合は、男子10kg以上、女子5kg以上を有効とする体重判定によって軽い方を勝者とする。体重に有効差がない場合は、最終延長戦で判断する。

(反則)

次の場合は、反則とする。

1. 手、肘による顔面及び首への攻撃。手先が触れても反則とする場合がある。ただし、手で顔面を牽制することはかまわない。
2. 金的への攻撃
3. 頭突きによる攻撃。
4. 倒れた相手への直接攻撃。
5. 背後からの攻撃
6. 相手選手の首から上へ手掛けした場合。
7. 相手選手の道着、手足を掴んだ場合。
8. 相手選手を掌底で押した場合。
9. 技の掛け逃げを再三繰り返した場合。
10. 何度も場外へ逃げた場合。
11. 審判がとくに反則とみなした場合。

※反則は悪質なものを除き注意が与えられる。

(減点)

次の場合は、減点1とする。

1. 注意を2回与えられた場合。
2. 悪質な反則を行った場合。
3. 審判の判断により、悪質な試合態度とみなされた場合。

※減点2になった場合は、失格となる。

(失格)

次の場合は、失格とする。

1. 減点2となった場合。
2. 試合中、審判員の指示に従わない場合。
3. 粗暴な振る舞い、特に悪質な反則、特に悪質な試合態度とみなされた場合。
4. 見合ったままの状態でも1分以上経過した場合。この場合は戦意喪失として、両選手とも失格とする。
5. 出場時刻に遅れたり、出場しない場合。
6. 申告体重より7kg以上あった場合は失格とする。